

# 住宅リフォーム事業者団体登録制度 ロゴマーク使用マニュアル

制定:平成26年9月19日  
改定:平成27年6月26日  
令和 6年8月26日



一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会

# 1. 住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク

本ロゴマークのデザインは、住宅リフォーム事業者の「団体」を強く印象付けるために、「団」の文字をモチーフとして組み込んでいます。枠内の図形は、戸建てとマンションを対象にする住宅リフォーム事業を表しています。色は単色表示とし、CMYKカラーモデル(C100、M100、Y25、K25)を標準とします。

## 横長タイプ



使用書体：ヒラギノ角ゴ Pro N W6

## 横タイプ



## 横タイプ



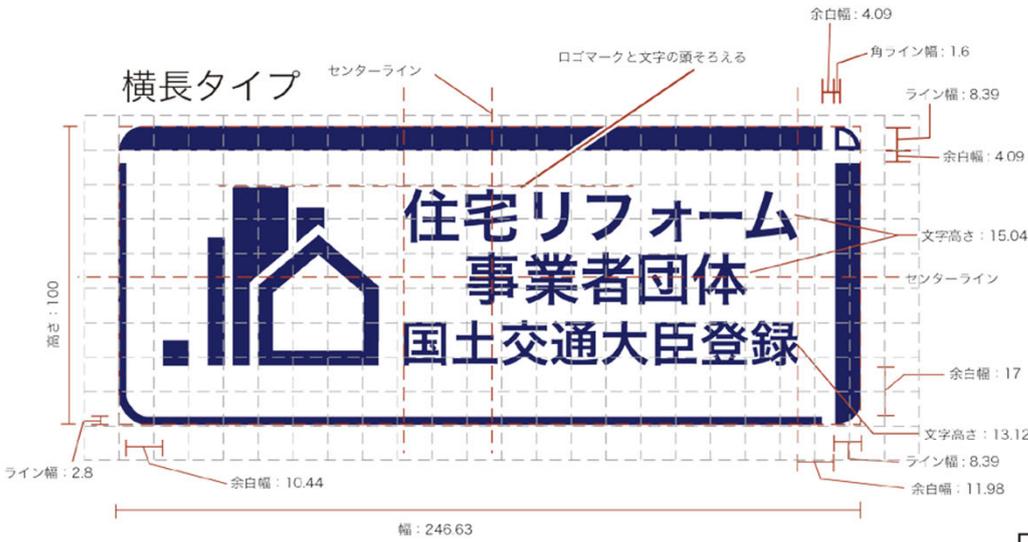
使用書体：ヒラギノ角ゴ Pro N W6



使用書体：ヒラギノ角ゴ Pro N W6

# 2. ロゴマーク規格

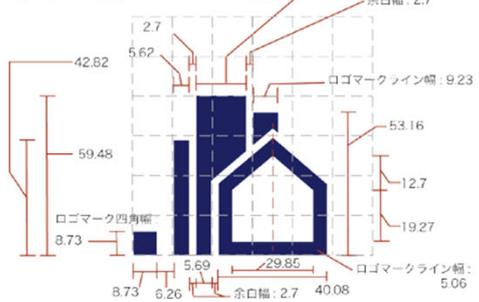
## 横長タイプ



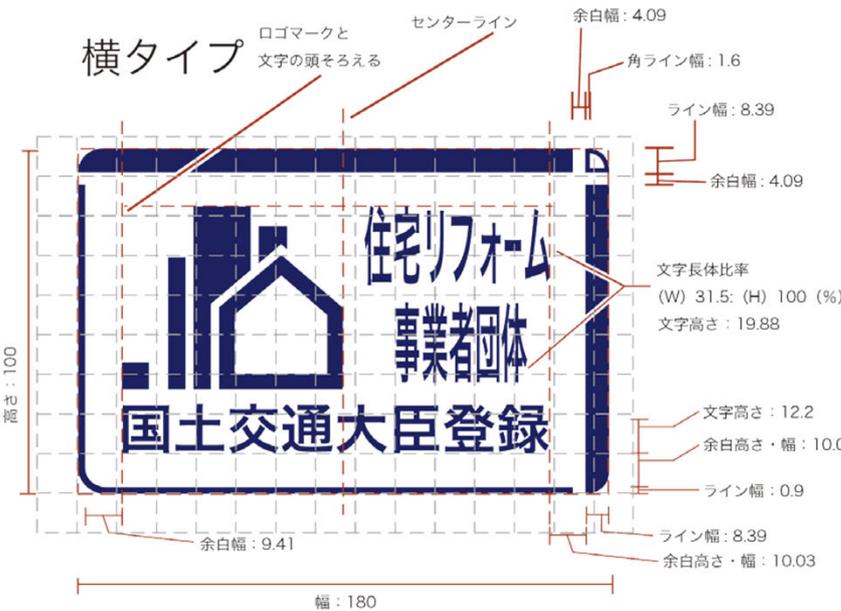
**CMYK カラー**  
 C 100%  
 M 100%  
 Y 25%  
 K 25%

使用書体: ヒラギノ角ゴ Pro N W6

### ロゴマークサイズ (サイズは左記のロゴのものです。)



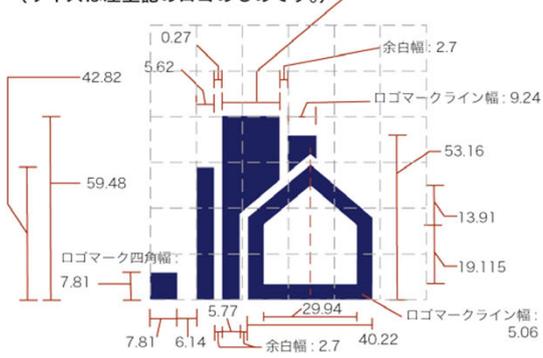
## 横タイプ



**CMYK カラー**  
 C 100%  
 M 100%  
 Y 25%  
 K 25%

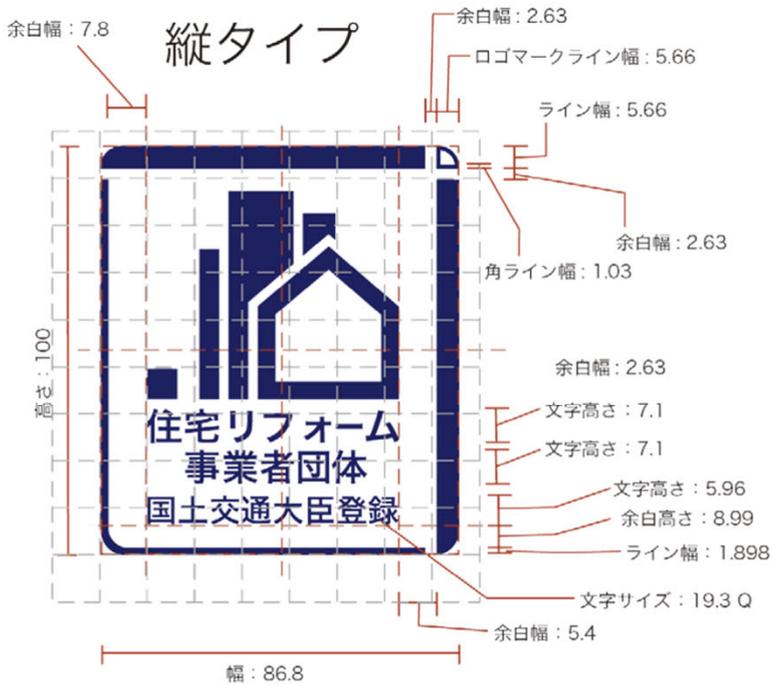
使用書体: ヒラギノ角ゴ Pro N W6

### ロゴマークサイズ (サイズは左上記のロゴのものです。)

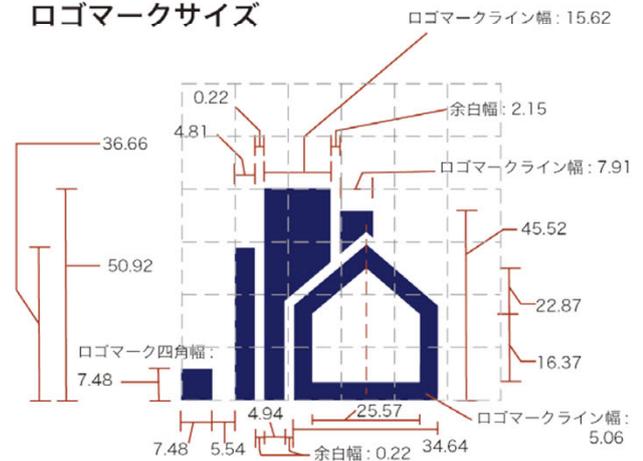


## 2. ロゴマーク規格

### 縦タイプ



### ロゴマークサイズ



使用書体: ヒラギノ角ゴ Pro N W6

### 3. ロゴマーク色タイプ(横長タイプ)

事例: 標準色、モノクロ、白抜き

#### 標準色

ロゴ配色

CMYK カラー  
C 100% Y 25%  
M 100% K 25%



#### 標準色背景白抜き



#### モノクロ

ロゴ配色

CMYK カラー  
C 0% Y 0%  
M 0% K 100%



### 【禁止項目】: 多色利用や変形の禁止

規定以外の方法で「住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク」を使用すると、ブランドイメージやブランド価値を傷つけることとなります。具体的に誤った使用例を以下に示しています。十分に注意して正しく使用してください。

#### 禁止事項: 二色以上の多色利用



#### 禁止事項: 不鮮明な表示



#### 禁止事項: 規定外の比率



#### 禁止事項: 図形・文字の変更



## 4. ① ロゴマーク使用例(登録団体の名刺)

名刺以外の用途においても同様とする。

(例) 登録団体＝一般社団法人 リフォームライフ推進協会(仮の団体名)



一般社団法人 リフォームライフ推進協会

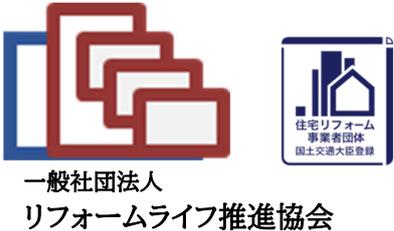
団体ロゴ有り



団体ロゴ無し



※ 団体ロゴ無しも可。  
但し下記使用可否例にご注意してください。

(例) 登録団体のロゴマーク使用可否例	各団体が作成・使用する場合	ロゴマーク配列 左記判定理由
	<p>※左記例 ×</p>	<p><b>団体のロゴが無い場合</b> 団体のロゴと誤解されるような配置・文字サイズで使用は不可 (※左記例) 団体のロゴが登録団体ロゴと誤解される可能性があるため不可</p>
	<p>○</p>	<p><b>ロゴ掲載比率</b> <b>団体ロゴ ≧ 登録団体ロゴの場合</b> 使用可</p>
	<p>○</p>	<p><b>ロゴ掲載比率</b> <b>団体ロゴ &lt; 登録団体ロゴの場合</b> 使用可</p>

## 4.② ロゴマーク使用例(登録団体の構成員名刺)

※住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク使用規約第5条第2項に規定された表記を行うこと。名刺以外の用途においても同様とする。

### 正しい使用例

#### A 団体名+団体ロゴ



#### B 団体名のみ(団体ロゴ無し)



- \* 団体名があればロゴ無しは可
- \* 当社は国土交通省登録団体の構成員ですの表記は必須です。
- \* 団体名(+ロゴ)、登録団体ロゴ構成員の表記は、同じ面で記載して下さい。
- \* 団体名と登録団体ロゴのサイズは次頁4③をご参考にして下さい。

### 誤った使用例

#### C 団体名無し、団体ロゴのみ



#### D 団体名無し、団体ロゴ無し



- \* 団体名無しは不可です。

(例) 登録団体のロゴマーク使用可否例	構成員が作成・使用する場合	ロゴマーク配列左記判定理由
<p>一般社団法人 リフォームライフ推進協会</p>	※左記例 ×	<b>団体のロゴが無い場合</b> <b>団体のロゴと誤解されるような配置・文字サイズで使用は不可</b> (※左記例) 団体のロゴが登録団体ロゴと誤解される可能性があるため不可
<p>一般社団法人 リフォームライフ推進協会</p> <p>※当社は国土交通省登録団体の構成員です</p>	○	<b>ロゴ掲載比率</b> <b>団体ロゴ ≥ 登録団体ロゴの場合</b> <b>使用可</b> ※当社は国土交通省登録団体の構成員ですの表記が必要です。
<p>一般社団法人 リフォームライフ推進協会</p> <p>※当社は国土交通省登録団体の構成員です</p>	×	<b>ロゴ掲載比率</b> <b>団体ロゴ &lt; 登録団体ロゴの場合</b> <b>使用不可</b> ※国交省が構成員を登録したと誤認される可能性があるため

※上記の使用例が守られていない場合は、登録団体ロゴの使用の差し止めを求める場合があります。また、事務局は、登録団体に対して、構成員に使用許可している「ロゴのひな型」の提出を依頼する場合があります。

## 4. ③ ロゴマーク使用例(構成員での変更時の注意点)

構成員は、団体から提供を受けた「事業者団体ロゴのひな型」を使用して下さい。但し、制作物のレイアウト等、使用状況により一部変更を加える必要がある場合は下記に注意して編集して下さい。

- ① 団体名は必ず記載
- ② 団体ロゴは無くても可(団体名無しは不可)
- ③ 当社は国土交通省登録団体の構成員です の表記は必要
- ④ 団体名(+ロゴ)、登録団体ロゴ、構成員の表記は、同じ面で記載

(参考) 団体名のみを使用時の登録団体ロゴとのサイズに関する注意点  
\*登録団体ロゴが、団体のロゴと誤認されないよう使用すること。

団体名 > 登録団体ロゴとなるようなサイズとする。  
\*団体名のサイズは、団体名を囲んだ範囲の面積とする。

一般社団法人リフォームライフ推進協会

一般社団法人  
リフォームライフ推進協会

一般社団法人  
リフォームライフ推進協会



使用可能例 (団体名 > 登録団体ロゴ例)

一般社団法人リフォームライフ推進協会



一般社団法人  
リフォームライフ推進協会



一般社団法人  
リフォームライフ推進協会



一般社団法人  
リフォームライフ推進協会



## 4. ④ ロゴマーク使用例(登録団体・構成員以外)

住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク使用規約の第3条使用者の資格四～六号における使用に関して、登録団体ロゴの単独使用を可とする。

### 対象者

(第3条 使用者の資格より抜粋)

四 国土交通省

五 新聞・雑誌等のマスメディア

(広告以外の記事、及び情報提供として掲載する場合に限る)

六 その他協議会が本ロゴマークの使用を認めた団体等

使用可否に関して不明な場合は、事務局までお問い合わせ下さい。  
使用申込の申請書が必要な場合があります。



# 住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク使用規約

制定:平成26年9月19日

改定:平成27年6月26日

令和 6年8月26日

## 第1条 目的

本規約は、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会（以下、「協議会」という。）において、住宅リフォーム事業者団体登録制度（告示公布・施行 平成26年9月1日）のロゴマークを定めるとともに、適正な使用手続のもとで使用を促進することにより、住宅リフォーム事業者団体登録制度の認知の向上、普及に努め、利便性の向上を図り、もって、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的とする。

## 第2条 定義

本規約で規定する「住宅リフォーム事業者団体登録制度ロゴマーク」とは、本ロゴマーク使用マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）に定めるロゴマーク（以下、「本ロゴマーク」という。）をいう。

## 第3条 使用者の資格

本ロゴマークを使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一. 協議会
- 二. 住宅リフォーム事業者団体登録制度に基づき国土交通省に登録された住宅リフォーム事業者団体（以下、「登録住宅リフォーム事業者団体」という。）
- 三. 登録住宅リフォーム事業者団体の社員等のうち、構成員として公表されている者（以下、「公表されている構成員」という。）
- 四. 国土交通省
- 五. 新聞・雑誌等のマスメディア（広告以外の記事及び情報提供として掲載する場合に限る）
- 六. その他協議会が本ロゴマークの使用を認めた団体等

## 第4条 届出

前条第2号及び第6号の規定により、本ロゴマークを使用しようとする者は、協議会の定める方法により、氏名（団体の場合は団体名称）、所在地、連絡先、使用目的等を協議会に届け出なければならない。

2. 登録住宅リフォーム事業者団体が前項の届け出を行った場合、前条第3号の規定に基づいて、同団体の公表されている構成員に、本ロゴマークを使用させることができる。この際、同団体は、公表されている構成員が脱退・除名等により、同団体の公表されている構成員でなくなったときには、本ロゴマークを使用することができなくなる旨を周知・徹底しなければならない。

## 第5条 遵守事項

本ロゴマークを使用する者は、本規定及び本マニュアルを遵守しなければならない。

2. 公表されている構成員が本ロゴマークを使用する場合は、当該構成員が国土交通省に登録されているとの誤認をされないよう、構成員の事業者名と区別して認識できる位置に、本ロゴマークと当該構成員が所属する登録リフォーム事業者団体名を併記するとともに、当該構成員は当該登録リフォーム事業者団体に所属する事業者である旨を表記しなければならない。

3. 登録住宅リフォーム事業者団体及び公表されている構成員は、本ロゴマークを住宅リフォーム事業以外の目的に使用してはならない。

4. 登録住宅リフォーム事業者団体は、同団体の社員等のうち公表されている構成員以外の者に、本ロゴマークを使用させてはならない。

## 第6条 第三者使用の禁止

本ロゴマークを使用する者は、協議会の同意なしに第三者に使用させてはならない。ただし、第4条第2項の規定により、登録住宅リフォーム事業者団体が、同団体の公表されている構成員に対して、本ロゴマークを使用させる場合を除く。

## 第7条 使用料

本ロゴマークの使用料は徴収しない。

## 第8条 使用の差し止め

協議会は、本ロゴマークの使用目的又は使用方法等が適当でないとき、使用を差し止めることができる。

2. 本規定又は本マニュアルに違反したことを理由に使用を差し止める場合、協議会は、使用差し止めに起因する損害賠償責任を、一切負わない。